

令和8年度 町民税・県民税 申告の手引き

1. 町民税・県民税の申告が必要な方

令和8年1月1日現在、美郷町にお住まいの方で、令和7年1月1日から12月31日までに所得があつた方が町民税・県民税の申告対象となります。

また、令和7年中に所得がなかつた方や非課税所得（障害年金や遺族年金など）のみの方も申告をしないと、国民健康保険税の軽減を受けられなかつたり、各種申請・手続きに必要な所得証明書や課税証明書が発行できないなどの影響が生じることがありますので、申告書のおもて面下の「前年に所得がなかつた場合」の欄に記入のうえ町税務課に提出してください。

ただし、次の方は町民税・県民税の申告は必要ありません。

- ① 所得税の確定申告（還付申告を含む）をされる方。
- ② 年末調整された給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が美郷町役場に提出されている方（医療費控除などの所得控除を受けようとする方を除く）
- ③ 公的年金所得のみの方（公的年金以外の所得のある方、医療費控除などの所得控除を受けようとする方を除く）
- ④ 同一世帯の方の所得税の確定申告書（勤務先での年末調整を含む）または町民税・県民税申告書に扶養親族として記載されている方で、前年中に収入が全くない方

2. 申告に必要なもの

- ・ 「マイナンバーカード」または「マイナンバーを確認できるものと運転免許書等の身分証明書」
- ・ 所得税の確定申告をする場合は利用者識別番号が確認できるもの（税務署からのハガキに記載されています）
- ・ 所得税の還付申告をする場合は、申告者本人名義の口座（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義）が確認できるもの
- ・ 所得の種類によって必要なものが異なりますので、各所得の欄で確認してください。

3. 申告書の書き方

- ・ 住所・氏名・生年月日・個人番号・電話番号等を記入してください。

※ 1月1日の住所と現住所が異なる場合は現住所欄に現在の住所を記入してください。

【所得金額を計算します】

所得の種類	申告書記入欄		内容
	収入	所得	
営業等所得	ア	①	卸売業・小売業・飲食店業・建設業・外交員・大工などの自らの営業及び事業による所得
			【所得金額の計算】 所得金額（①）＝ 収入金額（ア）－ 必要経費 ※ 仕入、売上等の帳簿や必要経費の領収書を項目ごとに計算してまとめ、それぞれの収支内訳書に記入します。 ※ 裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」も記載してください。
			【必要なもの】 収支内訳書（一般用）

所得の種類	申告書記入欄		内容						
	収入	所得							
農業所得	イ	②	米・野菜・果樹・たばこ・花などの栽培、農家が経営する家畜の飼育、酪農品の生産などによる所得						
			<p>【所得金額の計算】</p> <p>所得金額 (②) = 収入金額 (イ) - 必要経費</p> <p>※ 仕入、売上等の帳簿や必要経費の領収書を項目ごとに計算してまとめ、それぞれの収支内訳書に記入します。</p> <p>※ 裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」も記載してください。</p>						
			<p>【必要なもの】</p> <p>収支内訳書 (農業用)、農業収支計算ノート</p>						
不動産所得	ウ	③	土地や建物の貸付けによる地代、家賃、権利金、小作料等						
			<p>【所得金額の計算】</p> <p>所得金額 (③) = 収入金額 (ウ) - 必要経費</p> <p>※ 仕入、売上等の帳簿や必要経費の領収書を項目ごとに計算してまとめ、それぞれの収支内訳書に記入します。</p> <p>※ 裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」も記載してください。</p>						
			<p>【必要なもの】</p> <p>収支内訳書 (不動産所得用)、農地の場合は受取小作料がわかる書類</p>						
利子所得	エ	④	国外で支払われる預金等の利子等 (源泉分離課税の利子を除く)						
			<p>【所得金額の計算】</p> <p>所得金額 (④) = 収入金額 (エ)</p>						
配当所得	オ	⑤	株式や出資の配当、剰余金の分配、証券投資信託の分配等						
			<p>【所得金額の計算】</p> <p>所得金額 (⑤) = 収入金額 (オ) - 負債の利子</p>						
			<table border="1"> <tr> <td>収入金額 (オ)</td> <td>円</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>負債の利子*</td> <td>円</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>所得金額 (⑤) (A - B)</td> <td>円</td> <td>C</td> </tr> </table>	収入金額 (オ)	円	A	負債の利子*	円	B
収入金額 (オ)	円	A							
負債の利子*	円	B							
所得金額 (⑤) (A - B)	円	C							
* 株式等を取得するために借り入れた負債の利子									
※ 裏面「8 配当所得に関する事項」を記載してください。									
<p>【必要なもの】</p> <p>配当収入金額がわかる書類</p>									

所得の種類	申告書記入欄		内容																	
	収入	所得																		
給与所得	力	⑥	<p>勤務先から受ける給料（パート、アルバイト等によるものを含む）賞与、賃金や歳費などの所得</p> <p>【所得金額の計算】</p> <table border="1"> <tr> <td>給与等の収入金額（力）</td> <td>円</td> <td>A</td> </tr> </table> <p>※ 源泉徴収票の「支払金額」を記入してください。2カ所以上の事業所から給与収入がある場合は「支払金額」の合計になります。日給などで源泉徴収票のない方は、給与明細書等により申告書裏面「6 紹介所得の内訳」の欄に月ごとの収入金額を記入し、合計額をAに記入してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>Aの金額</th> <th>所得金額 (⑥)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 650,999 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>651,000 円～1,899,999 円</td> <td>A - 650,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000 円～ 3,599,999 円</td> <td> $A \div 4 = a$ (千円未満の端数切り捨て) $a \times 4 \times 0.7 - 80,000 \text{ 円}$ </td> </tr> <tr> <td>3,600,000 円～ 6,599,999 円</td> <td> $A \div 4 = a$ (千円未満の端数切り捨て) $a \times 4 \times 0.8 - 440,000 \text{ 円}$ </td> </tr> <tr> <td>6,600,000 円～ 8,499,999 円</td> <td>A × 0.9 - 1,100,000 円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000 円～</td> <td>A - 1,950,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 裏面「6 紹介所得の内訳」を記載してください。</p> <p>【所得金額調整控除について】</p> <p>(1) 紹介収入が 850 万円を超える方で、下記のいずれかに該当する方は、所得金額調整控除の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 23 歳未満の扶養親族を有する場合 ② 本人、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合 <p>[控除額] : (紹介収入額 (上限 1,000 万円) - 850 万円) × 10%</p> <p>(2) 紹介所得と公的年金等の雑所得の両方がある方は、紹介所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。</p> <p>[控除額] : 紹介所得額 (上限 10 万円) + 公的年金等の雑所得額 (上限 10 万円) - 10 万円</p> <p>【必要なもの】 紹介所得の源泉徴収票、紹介明細書など</p>	給与等の収入金額（力）	円	A	Aの金額	所得金額 (⑥)	～ 650,999 円	0 円	651,000 円～1,899,999 円	A - 650,000 円	1,900,000 円～ 3,599,999 円	$A \div 4 = a$ (千円未満の端数切り捨て) $a \times 4 \times 0.7 - 80,000 \text{ 円}$	3,600,000 円～ 6,599,999 円	$A \div 4 = a$ (千円未満の端数切り捨て) $a \times 4 \times 0.8 - 440,000 \text{ 円}$	6,600,000 円～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円	8,500,000 円～	A - 1,950,000 円
給与等の収入金額（力）	円	A																		
Aの金額	所得金額 (⑥)																			
～ 650,999 円	0 円																			
651,000 円～1,899,999 円	A - 650,000 円																			
1,900,000 円～ 3,599,999 円	$A \div 4 = a$ (千円未満の端数切り捨て) $a \times 4 \times 0.7 - 80,000 \text{ 円}$																			
3,600,000 円～ 6,599,999 円	$A \div 4 = a$ (千円未満の端数切り捨て) $a \times 4 \times 0.8 - 440,000 \text{ 円}$																			
6,600,000 円～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円																			
8,500,000 円～	A - 1,950,000 円																			

所得の種類	申告書記入欄		内容											
	収入	所得												
雑所得 公的年金等	キ	(7)	国民年金、厚生年金、共済年金などの公的年金等											
			【所得金額の計算】											
			<table border="1"> <tr> <td>公的年金の収入金額(キ)</td><td>円</td><td>[A]</td></tr> </table>	公的年金の収入金額(キ)	円	[A]								
公的年金の収入金額(キ)	円	[A]												
※ 源泉徴収票の「支払金額」を記入してください。														
◆昭和 36 年 1 月 2 日以降に生まれた方 (65 歳未満)														
<table border="1"> <tr> <td>[A]の金額</td><td>公的年金等の所得金額 (7)</td></tr> <tr> <td>~600,000 円</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>600,001 円~1,299,999 円</td><td>[A] - 600,000 円</td></tr> <tr> <td>1,300,000 円~4,099,999 円</td><td>[A] × 0.75 - 275,000 円</td></tr> <tr> <td>4,100,000 円~7,699,999 円</td><td>[A] × 0.85 - 685,000 円</td></tr> <tr> <td>7,700,000 円~9,999,999 円</td><td>[A] × 0.95 - 1,455,000 円</td></tr> <tr> <td>10,000,000 円~</td><td>[A] - 1,955,000 円</td></tr> </table>	[A]の金額	公的年金等の所得金額 (7)	~600,000 円	0 円	600,001 円~1,299,999 円	[A] - 600,000 円	1,300,000 円~4,099,999 円	[A] × 0.75 - 275,000 円	4,100,000 円~7,699,999 円	[A] × 0.85 - 685,000 円	7,700,000 円~9,999,999 円	[A] × 0.95 - 1,455,000 円	10,000,000 円~	[A] - 1,955,000 円
[A]の金額	公的年金等の所得金額 (7)													
~600,000 円	0 円													
600,001 円~1,299,999 円	[A] - 600,000 円													
1,300,000 円~4,099,999 円	[A] × 0.75 - 275,000 円													
4,100,000 円~7,699,999 円	[A] × 0.85 - 685,000 円													
7,700,000 円~9,999,999 円	[A] × 0.95 - 1,455,000 円													
10,000,000 円~	[A] - 1,955,000 円													
◆昭和 36 年 1 月 1 日以前に生まれた方 (65 歳以上)														
<table border="1"> <tr> <td>[A]の金額</td><td>公的年金等の所得金額 (7)</td></tr> <tr> <td>~1,100,000 円</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>1,100,001 円~3,299,999 円</td><td>[A] - 1,100,000 円</td></tr> <tr> <td>3,300,000 円~4,099,999 円</td><td>[A] × 0.75 - 275,000 円</td></tr> <tr> <td>4,100,000 円~7,699,999 円</td><td>[A] × 0.85 - 685,000 円</td></tr> <tr> <td>7,700,000 円~9,999,999 円</td><td>[A] × 0.95 - 1,455,000 円</td></tr> <tr> <td>10,000,000 円~</td><td>[A] - 1,955,000 円</td></tr> </table>	[A]の金額	公的年金等の所得金額 (7)	~1,100,000 円	0 円	1,100,001 円~3,299,999 円	[A] - 1,100,000 円	3,300,000 円~4,099,999 円	[A] × 0.75 - 275,000 円	4,100,000 円~7,699,999 円	[A] × 0.85 - 685,000 円	7,700,000 円~9,999,999 円	[A] × 0.95 - 1,455,000 円	10,000,000 円~	[A] - 1,955,000 円
[A]の金額	公的年金等の所得金額 (7)													
~1,100,000 円	0 円													
1,100,001 円~3,299,999 円	[A] - 1,100,000 円													
3,300,000 円~4,099,999 円	[A] × 0.75 - 275,000 円													
4,100,000 円~7,699,999 円	[A] × 0.85 - 685,000 円													
7,700,000 円~9,999,999 円	[A] × 0.95 - 1,455,000 円													
10,000,000 円~	[A] - 1,955,000 円													
※ 公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得が 1,000 万円を超える場合、計算式が変わりますので、詳しくは国税庁 H P 等でご確認ください。														
【必要なもの】 公的年金の源泉徴収票														
雑所得 業務	ク	(8)	原稿料、講演料、シルバー人材センター等の副収入											
			【所得金額の計算】											
			所得金額 (8) = 収入金額 (ク) - 必要経費											
			※ 裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記載してください。											
			【必要なもの】 支払調書などの収入金額がわかる書類											
雑所得 その他	ケ	(9)	生命保険年金（個人年金）、互助年金等											
			【所得金額の計算】											
			所得金額 (9) = 収入金額 (ケ) - 必要経費											
			※ 裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記載してください。											
			【必要なもの】 支払調書などの収入金額がわかる書類											

【所得控除を計算します】

控除の種類	申告書記入欄	内容	控除額																								
社会保険料控除	⑬	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、社会保険・厚生年金・雇用保険等の保険料を令和7年中に支払った場合 ※ 公的年金から引き落としされている場合は、その年金を受給している方のみ控除が受けられます。 【必要なもの】 上記の領収書、控除証明書等	支払った金額																								
小規模企業共済掛金	⑭	小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金（i De Co イデコ）、心身障害者扶養共済掛金を令和7年中に支払った場合 【必要なもの】 支払った掛金額の証明書	支払った金額																								
生命保険料控除	⑮	新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険について、令和7年中に保険料を支払った場合 【計算方法】 (1) 旧制度：平成23年12月31日以前に契約 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">生命保険料・個人年金保険料</th> </tr> <tr> <th>支払額 A</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>～15,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>A × 0.5 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>A × 0.25 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円～</td> <td>35,000円</td> </tr> </table> (2) 新契約：平成24年1月1日以降に契約 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th colspan="2">生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料</th> </tr> <tr> <th>支払額 A</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>～12,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>A × 0.5 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>A × 0.25 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円～</td> <td>28,000円</td> </tr> </table> ※ 同じ種類の保険料（生命保険料又は個人年金保険料）を支払い、旧契約（1）と新契約（2）の両方で控除の適用を受ける場合は、それぞれ上記により計算し、以下のいずれか多い方の金額を控除額とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・ (1) の控除額 + (2) の控除額 【限度額2万8千円】 ・ (1) の控除額のみ 【限度額 3万5千円】 【必要なもの】 上記の支払額証明書	生命保険料・個人年金保険料		支払額 A	控除額	～15,000円	全額	15,001円～40,000円	A × 0.5 + 7,500円	40,001円～70,000円	A × 0.25 + 17,500円	70,001円～	35,000円	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料		支払額 A	控除額	～12,000円	全額	12,001円～32,000円	A × 0.5 + 6,000円	32,001円～56,000円	A × 0.25 + 14,000円	56,001円～	28,000円	左記計算式を参照 ※限度額 7万円
生命保険料・個人年金保険料																											
支払額 A	控除額																										
～15,000円	全額																										
15,001円～40,000円	A × 0.5 + 7,500円																										
40,001円～70,000円	A × 0.25 + 17,500円																										
70,001円～	35,000円																										
生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料																											
支払額 A	控除額																										
～12,000円	全額																										
12,001円～32,000円	A × 0.5 + 6,000円																										
32,001円～56,000円	A × 0.25 + 14,000円																										
56,001円～	28,000円																										

控除の種類	申告書 記入欄	内容	控除額														
地震保険料控除	⑯	<p>損害保険契約等について、あなたが地震等損害部分の保険料を令和7年中に支払った場合</p> <p>【計算方法】</p> <p>(1) 地震保険料</p> <p>地震等の災害による損失について保険料が支払われる契約</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額 A</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~50,000 円</td> <td>A × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50,001 円~</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 旧長期損害保険料</p> <p>10年以上の契約で満期返戻金がある契約 (平成18年12月31日までに契約したもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額 A</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>~5,000 円</td> <td>A の金額</td> </tr> <tr> <td>5,001 円~15,000 円</td> <td>A × 0.5 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,001 円~</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地震保険料(1)と旧長期損害保険料(2)の両方がある場合の控除限度額は25,000円です。</p>	支払額 A	控除額	~50,000 円	A × 0.5	50,001 円~	25,000 円	支払額 A	控除額	~5,000 円	A の金額	5,001 円~15,000 円	A × 0.5 + 2,500 円	15,001 円~	10,000 円	左記計算式を参照
支払額 A	控除額																
~50,000 円	A × 0.5																
50,001 円~	25,000 円																
支払額 A	控除額																
~5,000 円	A の金額																
5,001 円~15,000 円	A × 0.5 + 2,500 円																
15,001 円~	10,000 円																
寡婦控除	⑰	<p>令和7年12月31日の現況において、ひとり親控除に該当しない寡婦の方で、次のいずれかの要件に該当する場合(女性の方のみ適用可。)</p> <p>(1) 夫と離婚した後婚姻していない方で、扶養親族を有し、令和7年中の合計所得金額が500万円以下の方</p> <p>(2) 夫と死別した後婚姻していない方、又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下の方</p>	26万円														
ひとり親控除	⑱	<p>令和7年12月31日の現況において、あなたが婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が明らかでない方で、次の全ての要件に該当する場合(男性・女性どちらも適用可。)</p> <p>(1) 生計を一にする子(令和7年中の総所得金額等が58万円以下で他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人)を有すること</p> <p>(2) 令和7年中の合計所得金額が500万円以下</p> <p>(3) あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと</p>	30万円														

控除の種類	申告書記入欄	内容				控除額																																																								
勤労学生控除	⑯	令和7年12月31日の現況において、あなたが学生で自己の勤労による合計所得金額が85万円以下で、その所得のうち自己の勤労によらない所得が10万円以下の場合				26万円																																																								
		【必要なもの】在学中の学校が発行した在学証明書等																																																												
障害者控除	⑰	令和7年12月31日の現況において、あなたやあなたと生計を一にする配偶者及び扶養親族が以下に該当する場合																																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>普通障害者</th> <th>特別障害者以外の方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別障害者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 障害者控除対象者認定書（特別障害者）の方等 </td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>特別障害者のうち、あなたや配偶者、生計を一にするその他親族と同居している方</td> </tr> </tbody> </table>				普通障害者	特別障害者以外の方	特別障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 障害者控除対象者認定書（特別障害者）の方等 	同居特別障害者	特別障害者のうち、あなたや配偶者、生計を一にするその他親族と同居している方	26万円																																																		
普通障害者	特別障害者以外の方																																																													
特別障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 障害者控除対象者認定書（特別障害者）の方等 																																																													
同居特別障害者	特別障害者のうち、あなたや配偶者、生計を一にするその他親族と同居している方																																																													
		【必要なもの】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書 ※ 申告する際は手帳を提示してください。				30万円																																																								
配偶者控除	⑲～⑳	配偶者の合計所得金額が下表の基準を満たしている場合、納税者本人の合計所得金額に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができます				53万円																																																								
配偶者特別控除		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">種類</th> <th colspan="3">本人の所得金額</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>900万円以下</th> <th>950万円以下</th> <th>1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td rowspan="2">区分</td> <td>一般（70歳未満）</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人（70歳以上）</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者特別控除</td> <td rowspan="8">配偶者の所得金額</td> <td>58万円超100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>125万円超130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>130万円超133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	種類			本人の所得金額						900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	配偶者控除	区分	一般（70歳未満）	33万円	22万円	11万円	老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除	配偶者の所得金額	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円				
種類			本人の所得金額																																																											
			900万円以下	950万円以下	1,000万円以下																																																									
配偶者控除	区分	一般（70歳未満）	33万円	22万円	11万円																																																									
		老人（70歳以上）	38万円	26万円	13万円																																																									
配偶者特別控除	配偶者の所得金額	58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円																																																									
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																									
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																									
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																									
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																									
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																									
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																									
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																									

控除の種類	申告書 記入欄	内容			控除額															
扶養控除	㉓	令和7年12月31日の現況において、あなたと生計を一にする親族のうち令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合																		
控除区分	控除額	対象年齢	生年月日																	
一般扶養	33万円	16歳以上 19歳未満	平成19年1月2日以後 平成22年1月1日以前																	
		23歳以上 70歳未満	昭和31年1月2日以後 平成15年1月1日以前																	
特定扶養	45万円	19歳以上 23歳未満	平成15年1月2日以後 平成19年1月1日以前																	
老人扶養	38万円	70歳以上	昭和31年1月1日以前																	
同居老親等扶養	45万円	老人扶養に該当する方があなたやその配偶者のいずれかと同居しており、そのいずれかの直系尊属の場合																		
<p>※ 平成22年1月2日以後に生まれた16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象となりません。ただし、町民税・県民税の非課税限度額の判定の際に、16歳未満の方を含めた扶養親族情報が必要となるほか、16歳未満の扶養親族が障害者である場合には障害者控除の対象となりますので、16歳未満の扶養親族についても記入してください。</p> <p>※ 別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。</p>																				
特定親族 特別控除	㉔	令和7年12月31日の現況において、あなたと生計を一にする親族の年齢が19歳以上23歳未満（平成15年1月2日～平成19年1月1日生）で令和7年中の合計所得が53万円超～123万円以下の場合			左記の表 を参照															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>			特定親族の所得金額	控除額	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円
特定親族の所得金額	控除額																			
58万円超 95万円以下	45万円																			
95万円超 100万円以下	41万円																			
100万円超 105万円以下	31万円																			
105万円超 110万円以下	21万円																			
110万円超 115万円以下	11万円																			
115万円超 120万円以下	6万円																			
120万円超 123万円以下	3万円																			
基礎控除	㉕	あなたの令和7年中の合計所得金額が2,500万円以下の場合			左記の表 を参照															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>あなたの合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> </tbody> </table>			あなたの合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円								
あなたの合計所得金額	控除額																			
2,400万円以下	43万円																			
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																			
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																			

控除の種類	申告書 記入欄	内容	控除額
寄付金控除	裏面 14	<p>あなたが令和 7 年中に次の寄附を行い寄附の合計額が 2,000 円を超える場合は、所得割額から控除されます。</p> <p>(1) 都道府県・市区町村等に対する寄附金（ふるさと納税） (2) 賦課期日現在の住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 (3) 賦課期日現在の住所地の都道府県・市町村等が条例で定めたものの寄附金</p> <p>【必要書類】寄附した団体等から交付された寄附金の受領証等</p> <p>※ 所得税の確定申告書や町民税・県民税申告書を提出した場合、ふるさと納税ワンストップ特例は不適用となります。このため、これらの申告書を提出される方は、その年のふるさと納税全額を申告する必要がありますのでご注意ください。</p>	

※ 記載のない所得や控除については内容が複雑ですので、税務署で申告・ご相談ください

美郷町 税務課

電話 : 0187-84-4902

大曲税務署（代表電話）

電話 : 0187-62-2191